

地域クラブ活動指導運営委託業務事業者選定プロポーザル実施要項

1 事業名

地域クラブ活動指導運営委託（学校部活動の地域展開）

2 目的

急激な少子化が進み、学校部活動の存続が困難となる可能性がある中で、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を確保・充実するとともに、学校における働き方改革を推進するため、日曜日、土曜日及び国民の祝日（以下「休日」という。）の学校部活動に代わる新たな地域クラブ活動への移行体制を構築し、学校部活動の地域展開・地域連携を実施する。

3 委託事業者の選定方法

委託事業者の選定は、地域クラブ活動指導運営委託事業者選定委員会が別紙1「地域クラブ活動指導運営委託事業者の選定基準」に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、委託業務の候補事業者の決定及び契約締結の協議を行う。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、以下の全ての条件を満たしていることとする。江戸川区指名登録業者であることは問わない。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 直近2年間に国税又は地方税の滞納がないこと。
- (5) 令和6年度以降に地方公共団体において地域クラブ活動に係る委託業務の受注実績があること。

5 業務の概要

- (1) 業務内容
別紙2「仕様書」を参照のこと。
- (2) 契約期間
令和8年9月1日から令和9年3月31日まで。ただし、法令違反又は重大な管理瑕疵がない場合であって、かつ、当該年度の成績を評価し、評価結果が優秀・良好の場合は、次年度の契約について会計年度の予算成立を条件として継続可能とする。継続期間は、契約初年度を含めて最長3会計年度を限度とする。なお、状況により、評価結果を問わず、最長3会計年度の継続期限を待たずに事業者を再度選定する可能性がある。
- (3) 契約上限金額
66,000,000円（消費税相当分を含む。）

6 プロポーザルの日程（予定）

募集の周知開始	令和8年7月2日（木）
参加表明確認書の提出期限	令和8年7月16日（木）
第一次審査（書類審査）における書類提出期限	令和8年7月23日（木）
第一次審査結果通知	令和8年7月下旬
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年8月上旬
最終決定通知	令和8年8月上旬

7 契約の締結

審査により特定された上位の事業者と協議し、業務内容を確定した上で、業務の締結をする。ただし、契約締結時の交渉が不調となった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。

なお、本派遣業務に関わる予算額に減額が生じた場合、仕様書に示された事業規模が縮小される場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害発生に対して、本区は責任を負わない。

8 第一次審査（書類審査）における提出書類（各1部）

A ・様式1「地域クラブ活動指導運営委託事業プロポーザル参加表明確認書」

B {
・様式2「地域クラブ活動指導運営委託事業プロポーザル資料」
・法人登記簿謄本
・直近2年間の国税の納税証明書（法人税及び消費税）
・直近2年間の地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）
・見積書（経費内訳）

9 提出期限

A・・・令和8年7月16日（木）

B・・・令和8年7月23日（木）

10 提出方法

(1) Aは、以下のオンラインフォームで提出すること。

<オンラインフォーム>

<https://logoform.jp/form/L6MJ/1662203>

(2) Bは、下記「12」の事務局宛に郵送又は持参により提出すること。

※ いずれも提出期限まで必着とする。当日消印は認めない。

11 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、様式3「地域クラブ活動指導運営委託事業プロポーザルに関する質問書」を下記「12」の事務局宛にE-mail（アドレスはAの提出のあった事業者に連絡する。）により令和8年7月16日（月）までに提出すること。質問を取りまとめた上で、令和8年7月22日（水）までに、参加申込した事業者に対して、E-mailで回答する。

なお、上記の質問書提出以外での質問は受け付けない。

12 事務局

江戸川区教育委員会事務局教育指導課

住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03-5662-1634・1635

担当 豊嶋（指導主事）、日暮（事務係）

13 その他

(1) 事前の交渉は、一切受け付けない。

(2) 様式2「地域クラブ活動指導運営委託事業プロポーザル資料」の作成・提出にあたっては別途資料の添付は認めない。ただし、所定の様式の行数を追加することは可とする。また、行数の追加によるページ数の増加も可とする。なお、資料は両面印刷の上、10ページ以内に収めること。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）の実施内容の詳細については、第一次審査（書類審査）を通過した事業者に対し、その決定通知とともに通知する。

(4) 本プロポーザルへの参加に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

- (5) 本プロポーザルの応募に関して使用する言語は、日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 申し込み後に辞退する場合は、事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。また、提出期限までに書類が提出されない場合も辞退とみなす。
- (7) 提出された書類等は返却しない。
- (8) 選定経緯及び選定結果についての異議申し立ては受け付けない。